

## 地方大学・地域産業創生交付金制度要綱

平成30年6月1日  
府地事第245号  
令和4年8月9日  
一部改正  
令和5年5月10日  
一部改正  
令和7年3月21日  
一部改正

### 第1 通則

地方大学・地域産業創生交付金（以下「交付金」という。）に関しては、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第5条及び第11条、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（平成30年政令第177号）、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則（平成30年内閣府令第26号。以下「施行規則」という。）及び法第4条第1項の基本指針（以下「基本指針」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

### 第2 目的

交付金は、地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は同法第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた事業（以下「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。）であって、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が地方公共団体に対して交付することにより、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進を図ることを目的とする。

### 第3 定義

#### 1 地方大学・地域産業創生交付金

法第5条の規定により地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。以下同じ。）が作成した計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第11条の規定により国が交付する交付金であって、予算科目における地方大学・地域産業創生交付金及び新しい地方経済・生活環境創生交付金をいう。

## 2 交付対象者

交付金の交付対象者は、地方公共団体とする。

## 第4 計画

### 1 計画の認定の申請

1) 交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、計画を作成（変更（施行規則第4条で定める軽微な変更を除く。）を含む。以下同じ。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請をするものとする。

2) 1) の申請は、交付金の交付を受けようとする全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

### 3) 計画に基づく事業に関する留意事項

地方公共団体は、計画を作成するに当たり、計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定するとともに、計画期間の5年度目終了後における計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定するものとする。また、真に必要なかつ有効な事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

## 2 認定基準

内閣総理大臣は、1の1)の申請があった計画について、法第5条第6項各号に掲げる基準の適用に当たっては、基本指針第5の1.の計画の認定基準によることとする。

## 3 計画の軽微な変更

交付金の事業費の2割以内の増減による計画の変更については、施行規則第4条で定める軽微な変更として扱うものとする。

## 第5 計画に基づく事業に関する実施計画の作成及び提出等

### 1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、第4の1に掲げる計画の認定の申請のほか、別に定めるところにより実施計画を作成し、当該実施計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

### 2 実施計画の変更

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

## 第6 交付対象事業

1 地方公共団体又は地方公共団体の公設試験研究機関等が行う地域における大学振興・若者雇用創出事業を含む地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容に関する次に掲げる事項等を記載した計画に基づく事業

1) 若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

2) 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

3) 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項

4) 地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項

2 まち・ひと・しごと創生特定事業であって、当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校又は専門学校が地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業

## 第7 交付金の交付

交付金の交付事務は、法第11条に基づき内閣総理大臣がその定めるところにより行う。

## 第8 交付金の交付期間

交付金を交付する期間は、内閣総理大臣の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度から原則5箇年度以内とする。ただし、さらに国費を投入することにより、地域の産業創生・雇用創出及び大学改革への展開に、既存の計画以上の加速・強化・拡大が期待できると認められた取組に限り、交付金の交付が開始される年度から原則9箇年度以内とする。

## 第9 効果の検証

交付金の交付を受けた地方公共団体は、設定した重要業績評価指標の達成状況について、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

## 第10 認定計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

1 交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、自主的な取組として認定計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、5年度目において中間評価を行うものとする。

ただし、平成30年度に計画が認定された自治体は6年度目に中間評価を行うことができる。

2 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- ・ 交付金を充てて行った事業の進捗状況
- ・ 中間評価にあつては認定計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあつては認定計画の目標値等の実現状況
- ・ 今後の方針等

3 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ

認定計画の見直しを行うものとする。

4 地方公共団体は、認定計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5 内閣総理大臣は、4により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができるものとする。

#### 第 11 重要業績評価指標の検証状況及び認定計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第9による検証の結果及び第10による当該計画の評価に係る達成状況について、報告を求めることができるものとする。

#### 第 12 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

#### 第 13 交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣は、交付金を充てて行う事業について、地方公共団体が行う評価を踏まえ、必要と認める場合には、交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。

#### 第 14 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。